

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和4年9月に他県の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことなどを受け、国において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、自動車運行における乳幼児の所在確認及び安全装置の設置、また、児童虐待の防止等を図る観点から、民法等の改正において、懲戒に係る規定が削除されたことなどから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 家庭的保育事業所等における安全の確保に関する計画策定等について定めることとします。

【第8条の2関係】

(2) 家庭的保育事業所等の自動車運行時における利用乳幼児の所在の確認に関して定めることとします。

【第8条の3関係】

(3) 他の施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を見直しすることとします。

【第11条関係】

(4) 懲戒権に関する規定を削除することとします。

【第14条関係】

(5) 衛生管理等に関して研修及び訓練の実施について定めることとします。

【第15条関係】

(6) この条例は、上位省令の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行します。ただし、第14条の改正規定については公布の日から施行することとし、第8条の3第2項の規定の適用については、上位省令同様に令和6年3月31日までの経過措置を設けることとします。

【付則関係】

3 その他

- (1) 全国一律の制度に関する省令の改正に伴う所要事項を改正するものです。
- (2) 第8条の2、第8条の3及び第11条の改正規定は従うべき基準であり、第15条の改正規定は参酌すべき基準ですが、国の改正趣旨に鑑み新型コロナウイルス感染症対策等必要性が高いことから規定します。
- (3) 予算に関しては、第8条の3第2項（自動車の運行における利用乳幼児の見落とし防止装置の設置）において、今後の国予算の動向等により、事業者に対する財政支援措置が必要となる可能性があります。